

秋田県ソフトテニス連盟規約

(名 称)

第1条 この連盟は、秋田県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 連盟の事務所（以下「本部」という。）は秋田市におく。

(支 部)

第3条 連盟の支部は、市町村単位におく。ただし、理事会の承認を得て別に支部を設けることができる。

(所 属)

第4条 連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟に所属する。

(目 的)

第5条 連盟は、ソフトテニスの普及発展のため、会員の健康および教養を高め、健全な社会の発展と県民体育の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの普及指導および調査研究ならびに指導者の育成をはかる。
 - (2) 県外ソフトテニス大会の参加ならびに全県大会を企画立案し、計画的に実施する。また、各市町村大会の開催に協力する。
 - (3) ソフトテニスに関する講演会等の各種行事の計画および実施をする。
 - (4) ソフトテニスの施設および用具の改善ならびにあっせんをする。
 - (5) 機関誌および関係図書の刊行ならびに頒布をする。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成する必要な事業を行う。
- 2 連盟本部は支部の行う講習会等の講師のあっせんおよび事業の助成を行う。

(会 員)

第7条 会員は、支部に登録している団体（チーム）、または個人でなければならない。

2 第3条に規定する支部がない場合は、隣接する支部、または支部に登録している団体（チーム）に、支部長の承認を受けて登録することができる。

(会の種類)

第8条 連盟には次の会をおく。

- (1) 代議員会
- (2) 理事会
- (3) 常務理事会

(会の招集)

第9条 会議は会長が招集する。

2 その他必要に応じ、支部長会議等の会議を招集することができる。

(代議員会)

第10条 代議員会は連盟の収支運営および行事に関する事項を協議し、役員の選出および規約の変更等を決議する。

- (1) 代議員会は毎年1回3月中に開催しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときはその都度開催することができる。
- (2) 会議の議長は会長がこれに当たる。ただし、他の者が代わることができる。
- (3) 代議員会は代議員の半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、代議員が出席できないときは、代理人の出席または委任状の提出を認める。
- (4) 代議員会の議事は出席代議員（代理人または委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は必要に応じて開催し、次の事項について協議する。

- (1) 事業計画案と予算案の編成。
- (2) 代議員会の決定事項および連盟の会務を遂行する。
- (3) その他必要と認められた事項。

(常務理事会)

第11条の2 常務理事会は、理事会および代議員会に諮る事項を審議するとともに、緊急を要する事項を審議する。

(役員)

第12条 連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長 若干名、理事長1名、副理事長 若干名、事務局長1名、常務理事 若干名、理事 若干名、監事3名。
 - (2) 会長、理事、監事は代議員会で選出する。ただし、会長が必要と認めたときは、理事を指名委嘱することができる。会長は連盟を代表し、会務を統括する。
 - (3) 副会長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
 - (4) 理事長、副理事長、事務局長および常務理事は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。理事長は理事を統括し、会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。事務局長は事務を執行する。
 - (5) 監事は連盟の財務を監査する。
 - (6) 理事は理事会を構成し、常務理事は常務理事会を構成する。
- 2 連盟に特に功労のあった者の中から、代議員会の決議により名誉会長をおくことができる。
 - 3 顧問、相談役は必要に応じておくことができる。顧問、相談役は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
 - 4 代議員は各支部推薦者2名、高体連1名、中体連1名とする。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまで、その職務を行う。
- 3 補欠による役員は、理事会の審議を経て会長が委嘱するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(経 費)

第14条 連盟の経費は補助金、登録料、参加料および雑収入等でまかなう。

2 登録料は各支部の実績に応じて決定する。

(予算および決算)

第15条 連盟の予算は理事会の審議を経て、代議員の承認を得なければならない。

2 連盟の決算は監事の監査を経て代議員会に報告し、その承認を得なければならない。

(会 計)

第16条 連盟の会計年度は2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(特別会計)

第17条 連盟は理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(細 則)

第18条 本規約施行に必要な細則に関しては理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は昭和44年3月16日から施行する。

この規約は昭和53年3月27日から施行する。

この規約は昭和57年3月21日から施行する。

この規約は平成 4年3月22日から施行する。

この規約は平成 7年3月19日から施行する。

この規約は平成14年3月 3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成17年3月 6日から施行する。

(読替規定)

2 規約第13条第1項中「2年」とあるのは、平成17年3月6日から平成20年度理事会並びに代議員会開催の日までの間、「3年」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は平成22年3月 7日から施行する。

この規約は令和 2年4月17日から施行する。